平成２９年（フ）第６号
三重県員弁郡東員町笹尾東４丁目26番８
破産者　桑原　俊明
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
長崎県長崎市琴海戸根原町346番地12、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷258番地２永尾アパート102号
破産者　槇尾　美香
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1118番地６サニーヒル時津202号
破産者　明時　裕介
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３３号
北九州市小倉北区熊本４丁目２番23―206号
破産者　山田　清二
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６２号
埼玉県本庄市本庄４丁目１番15号
破産者　門馬　鉄郎
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７１号
埼玉県羽生市南羽生３丁目８番地７
破産者　高鳥　正彦
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７２号
埼玉県羽生市南羽生３丁目８番地７
破産者　高鳥恵智子
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３９号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地80
破産者　河村　孝史
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３号
富山県滑川市河端町798番地　廣野恵子方、開始決定時の住所富山県魚津市石垣新1250番地26
破産者　小田　義徳
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第１４８号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目５番14号
破産者　廣津　拓巳
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２号
長崎県大村市溝陸町1029番地230
破産者　金原　勇揮
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
鹿児島市武１丁目21番７号（アミーズビル302号）
破産者　三原　清孝
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５号
鹿児島県鹿児島市下福元町6698番地
破産者　長﨑　　龍
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３３４号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目５番25―1006号、開始決定時の住所札幌市清田区平岡公園東８丁目４番12号
破産者　天羽　則博
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜412番地の１、前住所宮城県石巻市美園３丁目５番地５　レオパレスＫⅡ111号
破産者　阿部　慎哉（開始決定時の表記阿部愼哉）
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
山形県西村山郡朝日町大字馬神575番地２、開始決定時の住所山形県天童市大字干布552番地
破産者　石川　　豊
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
福島県いわき市山田町戸ノ内170番地、開始決定時の住所福島県いわき市錦町花ノ井98番地の19
破産者　草間　直司
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１５号
富山市千成町16番28号
破産者　ファルスこと　澤井　敬一
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部